

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 特定納付手続に係る事前届出等を廃止することとする。(第4条関係)
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等について、次の措置を講ずることとする。(第5条関係)
 - (1) 個人番号カードを用いて電子署名等を行う場合において、あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられているときは、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名等を要しないこととする。
 - (2) 国税庁長官が定める添付書面等に係る添付書面等記載事項の提供方法から、その添付書面等記載事項の電磁的記録を記録した磁気テープを提出する方法を除外する。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)